

令和 4 年第 5 回臨時会

(10 月 21 日招集)

山都町議会会議録

令和4年10月第5回山都町議会臨時会会議録目次

○10月21日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 議案第80号 令和4年度山都町一般会計補正予算（第8号）について	2
閉会	15

10 月 21 日（金曜日）

令和4年10月第5回山都町議会臨時会会議録

1. 令和4年10月21日午前10時0分招集
2. 令和4年10月21日午前10時0分開会
3. 令和4年10月21日午前10時53分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 議案第80号 令和4年度山都町一般会計補正予算（第8号）について

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

-
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

-
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅 田 穰	総 務 課 長	坂 本 靖 也
清和支所長	木 野 千 春	蘇 陽 支 所 長	村 上 敬 治
企画政策課長	北 貴 友	税 務 住 民 課 長	高 橋 尚 孝
健康ほけん課長	木 實 春 美	福 祉 課 長	高 野 隆 也
環境水道課長	有 働 頼 貴	農 林 振 興 課 長	松 本 文 孝
建 設 課 長	西 賢	山 の 都 創 造 課 長	長 崎 早 智
商工観光課長	藤 原 章 吉	学 校 教 育 課 長	工 藤 博 人
生涯学習課長	上 田 浩	そ よ う 病 院 事 務 長	飯 星 和 浩
監 査 委 員	志 賀 美 枝 子		

-
10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋 田 浩 幸 外2名

開会・開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。ただいまから令和4年第5回山都町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤澤和生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、8番、藤川多美君、9番、飯開政俊君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（藤澤和生君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3 議案第80号 令和4年度山都町一般会計補正予算（第8号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第3、議案第80号「令和4年度山都町一般会計補正予算（第8号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） おはようございます。それでは、議案第80号、令和4年度山都町一般会計補正予算（第8号）を説明いたします。

歳出から説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

2款1項総務管理費です。

14目情報費12節委託料において、マイナンバーカード取得に伴うマイナポイントの取得申込みを支援するための費用297万5,000円を計上するものです。

25目新型コロナウイルス感染症対策交付金事業費につきましては、12節委託料において、物価高騰の影響を受けている町内の消費喚起並びに町民の生活支援、あわせて、地域観光の支援を行うとともに、町全体のマイナポイントの活用並びにキャッシュレス化を推進することを目的として、キャッシュレス決済サービスによるポイント還元事業を実施する運營業務委託料2,557万3,000円を計上するものです。

13款予備費は調整です。

7ページをお願いいたします。

収入の内訳ですが、12款地方交付税は、普通地方交付税分45万4,000円を計上します。

16款国庫支出金は、1目総務費国庫補助金のうち2節企画費国庫補助金において、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金でキャッシュレス決済サービスによるポイント還元事業を実施する運營業務委託料分2,557万2,000円、3節総務費国庫補助金において、マイナポイント申込み支援業務委託料に係る事業費補助金分297万4,000円です。

最後に、表紙の次のページ、2ページをお願いいたします。

令和4年度山都町一般会計補正予算。

令和4年度山都町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億3,800万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和4年10月21日提出、山都町長です。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第80号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） おはようございます。今のマイナポイント事業というかですね、この委託先をまずお伺いしたいということと、それから、このポイント還元については、全国的にもやっぱり結構問題になっていて、自治体の裁量になるというふうなこともちょっと見たり聞いたりしてるところなんですけど、このポイント還元というのが、非常にやっぱりみんなに平等に還っていくものじゃないんじゃないかと。高齢者であって、ポイントの使い道が分からない。あるいは、ポイントをもらったところで使う店舗がない。そういったようなところで、現金で配ったほうがいいんじゃないのっていうふうな話も、国会あたりでも議論がされているようなんですけど、山都町としてのお考え、これでいいのかというところを、どういうふうに捉えていらっしゃるのか。また、ポイント還元というのがどういうふうな方法で、まだカードを持っていらっしゃる方、いろんな方がいらっしゃると思いますが、どういうふうな形で進められようとしているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えします。まず、マイナポイントの申込み支援事業委託についてなんですけども、マイナポイントはマイナンバーカードを作成し、マイナ保険証や公的給付受取口座の登録を行うことにより、最大で2万円分の民間キャッシュレス決済サービスに利用可能なポイントです。

今回の申込み支援事業は、マイナンバーカードは作成したが、ポイントのキャッシュレス決済

サービスへの付与がまだお済みでない方を対象としてサポートを行うものです。マイナ保険証と公的給付受取口座の登録を、登録者本人に確認しながら作業を行い、マイナポイント付与等の説明を行った上で、希望される電子決済サービスへのポイント付与から、必要であれば、電子決済の簡単な操作説明までお手伝いする予定です。

各地区で日程の調整を行いまして会場を設け、本年12月から来年2月までの3か月間で、休日を含めた週3日を目安として行う予定としております。

多方面でのDXの推進により、今後ますます増加するであろう様々なキャッシュレス関連を、どの世代の方であっても日常として浸透するようなきっかけづくりになればと考えております。

国が当初9月末までのマイナンバーカード申込みに対してポイントを付与するとのことでしたが、期限が延長され、12月末までのマイナンバーカード申込みに対してポイントが付与されることとなりました。キャッシュレス決済サービスポイントへの申込みについては、当初の予定のとおり、令和5年2月末までとなっており、現時点では延長の話は上がってきておりません。

また、国は2024年秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードを利用したマイナ保険証に切り替えるとの報道がっておりますとおり、今後は実質必須のものとなることが考えられます。マイナンバーカードの作成にはある程度の時間がかかりますので、早めのマイナンバーカードの申込みを行っていただきたいと思います。

それと、委託先なんですけども、一応見積りをいただきまして、まちづくりやべさんのほうにお願いしようとは思っております。一応、まだ予算が通ってからということの検討になると思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

5番、中村五彦君。

○5番（中村五彦君） すみません、キャッシュレス決済ポイント還元事業というとは、一体どういうものですか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。お手元の資料を御覧いただきたいと思えます。

今回行う予定にしております山都町キャッシュレス決済ポイント還元事業の実施概要になります。

趣旨につきましては、先ほど総務課長のほうからもございましたとおり、長引く新型コロナウイルス感染症及び今般のエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている町内の消費喚起並びに町民の生活支援を行うとともに、町全体のマイナポイントの活用並びにキャッシュレス化を推進することを目的として、キャッシュレス決済サービスによるポイント還元事業を行うものでございます。

2番目の事業概要についてでございます。

事業名は省略させていただきます。

目的です。一つ目が町内事業者の売上回復及び物価高騰による生活者支援。二つ目に閑散期となる冬期の消費喚起及び地域観光業の支援。それと、三つ目にマイナポイントの積極的な利用促進及び今後のDX推進におけるキャッシュレス化の普及並びに住民理解の推進を目的としております。

期間については、令和5年の1月5日から1月31日までの1か月間ということにしております。還元率については、30%を予定しております。

還元の上限として、1回店舗で使用される場合に、3,000円相当のポイントを上限に還元と。1万円のお買物をされたときに3,000円のポイントが還元されるという流れです。

1か月当たり2万円相当のポイント、2万円を上限に還元をしていくということになります。

対象者については、町内で本町が選定するキャッシュレス決済を利用した方ということで、観光等で本町に訪れられた方も、店舗で買物をされた分については、ポイント還元が行われるということになります。

それと、対象店舗については、町内に店舗を有し、かつ、本町が選定するキャッシュレス決済サービスを導入している事業者ということになります。町内で最も多いキャッシュレス決済、現在150店舗程度ございます。大手、全国チェーン、コンビニ等も含む予定です。

それと、キャッシュレス決済の選定基準でございますけれども、キャッシュレス決済サービスの利用可能な店舗が町内で最大であること。それと、県内の同等の実績があり、かつ、全国的にも事業を展開していることということで選定をしております。

その他の欄ですが、高齢者等に向けては、マイナポイント利用促進サポートと併せて、受託者がキャッシュレス決済講座を実施することとしております。事業者向けには、受託事業者よりキャッシュレス決済の導入を、まだ導入をされてない店舗について導入促進を行うということにしております。

予算額については、2,557万3,000円。

今後のスケジュールとしまして、11月には契約を締結し、以降周知期間としております。1月にキャンペーンを実施し、精算を行い、3月末には支払いというスケジュールを予定しております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 5番、中村五彦君。

○5番（中村五彦君） 非常に画期的なことだとは思いますが、選定するキャッシュレスサービスですね、これが限定されるということは、また不公平感がありませんでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） 確かに一つの事業者になりますけれども、そのシステムを導入されている店舗が一番多いということと、使われる側の方がそのアプリを使っていただくということで利用はできますので、その不公平感については、できるだけそのキャッシュレス決済の企業のアプリを導入していただくように推進をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

5番、中村五彦君。

○5番（中村五彦君） 特定の企業をそういう応援になりはせんかと思いますが、なら、幾つかの、その割合がですね、多分……、言わんがよかですね、どことは。8割とか9割なら、まあ納得いきますが、そこまでは数字は行っとらんだろうと思いますし、例えば、そのアプリを利用者が入れた場合、また、ひもづけというか、口座もそれにひもづけしたりなんかすると、ますます訳が分からんごとなりゃせんかと思えますけれども、利用者はですね。だから、使えるキャッシュレスサービスの数を増やすということは、経済的に難しかったんでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） 全国的にそこの企業によるキャッシュレス決済ポイント還元事業というのが行われておりますし、ノウハウ等も集積されております。それと、データの取得等も、その企業が充実して、いろんなデータ、情報等を提供いただくということで、その事業者に委託をするということを想定しているところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 今までの御説明を聞いておりますと、高齢者の方でスマホをお持ちでないとか、そういうポイント還元のいろんなことができにくい方には、マイナンバーの申請をしていただいて、マイナポイント、そのマイナンバーカードを利用した形でのキャッシュレス決済ができるような形にしたいというふうに関心がありますが、そういうことでしょうかということと、歳入の目的で見えますと、電気・ガス・食料品等価格高騰に対する支援の交付金ですよ。だから、ポイント還元という形を取らなくても、このお金を元に、町としても少し一般会計から上乗せをして、各世帯への直接給付ということも考えられるんじゃないかと思うんです。その辺の検討はされたのでしょうか。

電気代については今国会のほうで、直接電力会社に支援をして、最大2,000円、明細のほうから値下げになるのを実感するようなことを考えていらっしゃるようですので、電力に関しては直接ということなので、国が直接企業のほうにされるので、こういうふうに関心して地方への交付金としては来ないということになるのでしょうか。とにかく、電力・ガス・食料品等の高騰で家計が苦しんでおられることに対する支援であるならば、不公平感があるようなポイント還元という事業に使うということだけで考えられるというのは、いかがなのかなと思いますので、その辺をお尋ねします。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えします。まず最初の部分なんですけども、マイナンバーカードを使ったポイント付与ということではなく、マイナンバーカードを作ったときのマイナポイントを、電子決済というキャッシュレスサービスにポイントを付与するということになります。

続きまして、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金のメニューが幾つかありまして、その中の3番に、消費下支えを通じた生活者支援、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対して、プレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組。さらにもう一つ、地域公共交通や地域観光業等に対する支援としまして、地域観光業等（飲食店を含む）の、コロナ禍にあつての事業継続に向けた取組等への支援ということがありますので、その部分に関して、今回ポイントの還元という形で取り組ませていただいております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありますか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） じゃあ、マイナンバーカードを作ったことによって、御提案の山都町キャッシュレス決済ポイント還元事業には関係ないということですね。それは関係ないんですね。ということと、先ほどの御説明の中に、これを使うことで地域の観光に来られた方にも還元されるっていうのは、私はおかしいと思うんですね。山都町内の方がいろんな物価高騰における支援をするっていうことであるならば、観光客の方は町内外の方ですよ。ただ、それが町内業者を支援することになるからというふうに言われるんだろうと思うんですけど、それはあまりにも欲張り過ぎではないかと思うんです。2,300万弱のものをですね、何とかな、とにかく家計の支援として使うということに、やっぱり集中すべきではないかなと思うんです。事業支援はまた別にすべきではないかと思っております。

それと、だから、マイナポイントとは関係ないとおっしゃるのであれば、高齢者の方でポイントが使えない方がいっぱいいらっしゃいますよね、スマホを持ってなかったら、まずできないということでしょう。そういう方への支援はどうなるのでしょうか。やはり不公平感はすごく拭えないと思いますけど、もうちょっと詳しく御説明いただきたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） 町民だけでなく町外の方も利用できるということで、先ほど申し上げましたとおり、生活者支援と事業者支援というのを今回の目的にしておりますので、議員おっしゃるとおり、町外からも使っていただくことで事業者の支援につながっていくということで考えております。

それと、スマートフォンを持たない子どもさんとか高齢者の方については、マイナンバーを取得した場合のマイナポイントを法定代理人の名義の決済サービスで利用することが可能となっております。だから、お子様の分を親が、同じ決済サービスに複数人のマイナポイントを合算はできませんので、違う他社のキャッシュレス決済のアプリを取得していただいて、例えば、A社のアプリは自分用と、それとB社のアプリは子どもさん用と、C社のアプリについては自分の親のスマホを持たれてない方とかいった具合に取得が可能ということになります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） ここで、私がお答えします。私がお答えするのは、マイナポ

イントの還元についてお答えします。

高齢者にとって、電子決済サービスについては、大半の高齢者の方は電子決済サービスはこれまでの日常になかった、必要なツールだと思いますけども、今回のマイナポイントについては、電子決済サービスのみでの受け取りが可能となっております。健康保険証がマイナ保険証へ移行が予定されている現状として、これからどんどんデジタル化が身近なものになっていくことと考えられます。ほとんどの高齢者の方がスマホを持ち、通話をされていると思いますが、スマホがあれば、電子決済サービスのアプリをダウンロードするだけで利用可能となっております。使ってみれば、そんなに難しいものではありませんので、新しいことに挑戦する気持ちで使っていただければと思います。

さらにスマホをお持ちでない高齢者の方については、マイナンバーカードをお作りになられた場合、何々カードとかいうチャージをして使うカードですよ、スマホじゃないカードに、そのお持ちのカードがマイナポイントの事業に参加されているのであれば、そのカードにチャージはできることとなっております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） いや、今の御説明であれば、マイナンバーカードを取得すれば、何ですか、山都町キャッシュレス決済ポイント還元事業にも参加できるというふうに解釈できるんですけど。だって、マイナポイントを取得するのにいろんなアプリができるわけでしょう。Dポイントだったり、PayPayだったり、auPayだったり、いろんなところから2万円が還元されるわけでしょう。ということは、マイナンバーカードを使って、キャッシュレスの今提案されている山都町キャッシュレス決済ポイント還元事業にも参加できるということになりますよね。そんなふうに、私の解釈はそういうふうになるんですけど。

いろんな、今聞いていても、私たちがさえって言ったらいけませんけど、何となく分からん、はい、分かりましたと納得できないことを、高齢者の方に御説明して行って、それを利用していただくには非常に困難があるように思います。

やっぱり私が申し上げたいのは、事業者支援と家庭への支援を一緒にした、この事業はやっぱり無理があるというふうに思います。どれだけの特に厳しい家庭のところとか高齢者の方に、これが還元されるのかといったときに、納得はいかないというふうに思いますが、その辺もう一度お尋ねしますが、私が分かっていない、スマホをお持ちでなくても、マイナンバーカードがあれば、これが利用できるんですかということと、いや、そうじゃないですという、そこだけはちゃんと理解したいので、そこだけです。だから、スマホがなくてもマイナンバーカードがあれば、このキャッシュレス決済ポイント還元事業が使えるのかどうかということです。スマホがなければ使えないのか。すみません、もう一度お願いします。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えします。マイナンバーカードでお買物ができるわけで

はありません。マイナンバーカードでもらったポイントを電子決済サービスに落とすことはできません。今回の還元キャンペーンにつきましては、スマホが必須となります。

○4番（西田由未子君） ありがとうございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） この事業者の支援と、もう一つは町民の生活の支援という二つの側面からの支援のための、この山都町キャッシュレス決済ポイント還元事業だと思いますが、よく皆さん考えてください。山都町は熊本県一の高齢化の町です。単身、独り老人の世帯、そして、夫婦、高齢者の世帯が半数以上あると思います。先ほど商工観光課長は、家族で誰かが持っていれば、ほかの家族、お年寄りのものも子どものものも使えますとおっしゃいましたが、じゃあ、独りの高齢とか夫婦2人、高齢者で何にも持ってなかったら使えませんよね。だから、これはスマホを持っている方はもちろんできますけども、じゃあ、山都町に関しては、これはとても無理なキャッシュレス決済ポイント還元事業だと思います。

なので、先ほど企画政策課長がおっしゃいました、中にはプレミアム商品券も使えますと。じゃあ、そちらにしたほうがよっぽど、商品券を買って、1万円買ったら3,000円上乗せしてあげますよとか、そのほうがよっぽど使い勝手がいいと思います。なので、これはやはり山都町の町民が、みんなが使い勝手がいい方向に切替えをお願いしたいと思います。

それからもう一つ、マイナポイントのことで、今度また新たに、3月まで、その還元の応援をします、お手伝いをしますということでしたが、それは12月までに申込みが終わった人ですよ。ところが例えば、12月、まあ、11月にしてもいいですけども、ネットで申請した場合は1か月以上かかります。そんな方はどうなるのかなど。例えば1月ぐらいにしか、それが来ません。その方は対象になるのかならないのか。その2点をお尋ねします。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えします。申込み支援事業は12月から2月まで行います。マイナンバーカードは12月までに申し込まなければ、そのポイントの付与の対象にはなりません。そのポイントの交換の時期というのが2月末です。

○8番（藤川多美君） すみません、3月末じゃ。

○企画政策課長（北 貴友君） 2月です。2月末です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 先ほどの最初のですね、お願いしますと言ったので、商工観光課長のお答えはなかったですが、じゃあ、町長にお答えをいただきたいと思います。

この事業は、先ほど言いましたように山都町は高齢化の町です。絶対的に使えない方がもう出てきます。やはりそれは優しいまちづくりではないと思いますので、ぜひともプレミアム商品券に、この事業を切り替えていただくと、多くの町民がこれを利用されるということになりますので、もともとは、やっぱりエネルギーが高くなった、それから物価が高くなった、それに対して

の皆さんへの還元、それから事業者が、お金が経済的に回るようにということです、よっぽどプレミアム商品券を使ったほうが、みんなに行き渡ります。なので、町長のお考えをお尋ねいたします。

○8番（藤川多美君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） マイナンバーカードの今発行が5割ぐらいだという思いであります。昨日おとといの課長会の中でも、今言われたような部分、2,000人ぐらいの人は、町民の方々は、恐らく到底まだ申請もできないし、それをどうするかは、先般検討を指示したところでございます。

今回のこの事業につきましては、先ほど4番議員なり、いろいろありましたが、今後については、今、国も、今国会の中で、また総理大臣もそういう思いの中で、今後の事業については進めるというようなことであります。今回お願いしている部分につきましては、最終的に全ての町民の皆さんに、このままでは難しい部分もあろうかなという思いであります。特に、デジタル化が、なかなか当山都町でも、うちばかりではありません、全ての国民の、国を挙げても半分ぐらいというようなことでありますので。しかしながら、これを進めるための一つのツールとしての、今回のこのような形かなという思いであります。

ポイント還元等々の今提案がございましたので、それにつきましては、今後予算措置もいろんな部分で出てくるという思いでありますので、それはまた、今後皆さんとも協議をしながら、提案ができるものについては、そのような提案をしていきます。

今回の部分につきましては、非常に全て消化できない部分はあるかもしれません。私が具体的に分かる部分ではありませんが、この事業を、まずは一生懸命、町民の方にも周知徹底をしながら、今後予想されます物価高、先ほどから言いますように、石油、電気、いろんな全ての部分が高騰をしておる中での対策は、国も今検討しておるとのことでございますので、それを踏まえた中で進めていきたいという思いであります。

今回、マイナンバーカードの推進等々を進める中で、このような事業が出てきたと。そして、また皆さんに提案するというようなことでございますので、理解をしていただきたいなと思います。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 今まで様々に質問がありましたが、総括して私の理解が合っているのかどうか質問したいのと、あともう1点、別の質問もさせていただきますが、この議案が出てきたときに、私が思ったのは、今マイナンバーカードを申請するための申請促進というか、付与促進のキャンペーンとして、政府がマイナポイントというものを最大2万円付与しますということ展開しています。せっかく政府が、何というか、電子決済用のポイントとはいえ、これも貨幣であることは間違いないので、政府がそれをせっかく国民に出しますと言っていることであれば、これは山都町にとっても、そうした政府から頂ける貨幣を、きちんと町民の皆さんに持ってもらうというのが一つ大きなポイントかなと思います。

そうした付与された電子決済用のポイント、政府から頂いたポイントを山都町内の消費に囲い込むというのも、目的としてはあるのかなというふうに思っています。町外の方も、そういったポイントの活用を囲い込みたいという、そういうことなんだろうなと理解しておりますが、それで合っているのかどうかですね。

ただ、町外の方も含んで、町外の方の消費に対して町に交付された交付金をポイント還元という形で出していくというのには、若干矛盾も感じる場所があるんですが、しかし、政府の出したポイントを山都町内で消費してもらうように囲い込んでいくんだということであれば、そこも理解できるかなと思います。その確認を1点させてください。

あともう一つは、これ、1か月当たり2万円相当のポイントを上限に還元となっているんですよ。実施期間が実質1か月、令和5年1月の1か月ということで、要するに、1人当たり2万円のポイント還元が上限ですよということかなと認識しています。そうすると、予算の金額が、これは委託料ですから、そこから先どうなるか分からないんですけども、単純に計算すると、1,200人、1,300人弱ぐらいが活用すると、委託料をオーバーしてくるのかなと。そうなった場合、委託先の事業者さんってどうなさるのかなというのがあります。ここを超えた場合にどうなるのかということだけ教えてください。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） お答えします。御指摘のありましたとおり、町外からの利用を促進することで外貨を稼ぐということも考えておりますし、山都町の事業者の売上回復につながっていくということで、そこからの囲い込みも想定をしているところです。

それと事業費につきましては、それぞれ、その事業者がシステムを導入している商店数とか、そういった細かなデータを基に積算をされた事業費でございます。確かに、人口1人当たりに換算すると額としては少ない額にはなりますけれども、最大使っても、この金額で十分な金額という見積りを基に積算をさせていただいたところです。

一応1か月間の期間で、この金額があれば十分賄えるというところで、積算をいただいたところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えします。議員の質問にありました前段の部分については、おっしゃるとおりです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 委託料の2,557万3,000円の基礎というか、内訳を教えてください。この中には、ポイント還元費用、促販・プロモーション費用、運営費用と書いてありますが、詳細を教えてくださいと思います。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。事業費につきましては、事務費として200万ほど、それと、ポイント還元として2,300万ほどの積算をしております。200万円、事務費の内訳については、販促費として41万円ほど、それと運営費の費用として100万円ほど、それと還元に伴う手数料3%が必要になります。これが68万円ほどになります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 説明を伺えば伺うほど、何だかよく分からなくなってきました。

最初、私が質問したところのお答えの部分が、一部いただけでなかったんじゃないかと思うんですが、今回いろいろ御説明がある中で、これは、せっかく国がまいてくれるポイントであるということは、そうなんでしょうけれども、これを今回の場合、今国会で議論があっていると思いますが、今回の場合は、もうポイントで付与するしかないということですか。先ほど御提案があっているように、プレミアム商品券であるとか、あるいは、本当に現金で直接給付をする、そういった選択肢がなかったのかということ、もう一度確認させていただきたいということと、やはり本当に、先ほど8番議員からあるように、山都町は高齢化の町ですし、常々問題になっている交通問題もあります。ポイントば、もらったけんって言うて、なかなか買物に行けない高齢者の方とか独居の方とか、そういった方々が本当に大事なものは、やっぱりせっかく国からのお金が来る、ポイントとはいえ、お金が来る、それを本当、何かみんなが、ああ、よかったねというふうな使い道をもっと探れなかったのか、探る余地がなかったということなのかということ、ちょっと確認させていただきたいというふうに思います。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） ほかのそういう生活者支援、そういったもろもろの方法はなかったのかということとございますけれども、確かにこれまで、「食べ行く券」ですとか、商品券の販売ですとか、もろもろ行ってまいりましたけれども、現在、DXを推進しているということも踏まえて、そういったキャッシュレス決済が今後増えていくということも踏まえて、今回のポイント還元という事業に進めてまいりました。

それと、前回の商品券の場合は、1人5,000円の還元で7,700万ほどかかっておりました。今回やるとした場合に、それだけの財源がなかったということと、従来の商品券事業に比べますと、商品券の印刷ですとか封筒の印刷、郵送料、振込手数料、人件費等のコストダウンが見込まれたこと、それと、封入作業、不在時の受け取りですとか、差出人不明時の対応等々の換金等の業務、そういった作業が大幅に削減されるということで、ポイント還元事業に踏み切ったというところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 3回目の質問です。今度は町長にお伺いします。

今回の事業については、こういう課長たちが知恵を絞った結果だというふうに思うことにいたします。でも今後、やはり私、もちろん国のほうがDXを進めていくとか、今からこういう世の中になるんだよと、マイナカードを取るんだよと、健康保険証ももう切り替えるよと、すごい発言があったところです。何もかもが、ちょっと横のほうから眺めれば、じゃあ、どこの企業がもう知っているのかなというふうなことを考えざるを得ないような、今、国の進め方だというふうに思っています。

本町として、やはりこの町の実情に合った、国に踊らされるというか、国がそういう方針だから、それに沿っていかなくちゃいけないということは分かりますが、やはり、町長の気持ちとして、この町をどういうふうに隅々まで豊かにしていくということの、国が言うけん、こぎゃんと、今回のようなこともありますけれども、何かそこら辺の、今急に聞いて申し訳ないですけど、そういうふうなお気持ちですね、方針。これは今後、やっぱり国が言うてくるなら、こやんして、しょんなかたいねと。もっとやっぱり実情を反映させる、何か政策なり、何かそういったものに知恵も、また働かせていただきたいというふうに思うわけなんですけれども、一言お聞かせ願えないでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） あまり公の場で言ったら怒られる部分もありますが、今、先ほど来、議員の皆さんから言われる部分も十分、私も承知をしておりますし、今回のこの分についても、本来であれば、事業者の方々から、このような形にしてくれと言われるのが一番かなという思いでおりますが、なかなか団体の方々がしてもらえないというようなことで、一生懸命、手を差し伸べながら、このような委託料等々も使いながら、しなくてはならないという思いでおります。

特に今回、今回ばかりじゃありません、このコロナ禍以降、もう本当に、今、国からの支援のやり方が、私自身、提案をしながら、じくじたる思いの中で提案をしております。本当に、このような形で支援をしたほうがいいかどうか。特にポイント、またマイナンバーにつきましては、先ほど言いましたように、まだまだ医療機関、どここの機関でも使えないのを、もう使うように変えていくという国の方針、また、国の方針がごろごろ変わります。私たちも対応に苦慮しているのが、私もです、事実であります。もう少し現金を、またマイナンバー、このポイントも全て金で片づくような、今、国の方針でございますので、なかなか。しかしながら、我々は、こういう事業を使わなくては、また町民のサービスができないのも事実だと思っております。

今、あまりにもここ2年半ほど、国の方針がごろごろ変わった中で、本当に町民一人一人の皆さんへの助成であったり、補助金であったり、これでいいのかなと思っております。本当に町が、先ほどありますように、町民の皆さんに山都町の中で使える金を交付金なりで十分措置をしてもらえれば、言われたことに対して、このような形の中ですることはないんじゃないかなという思いでおりますが、もう今日、臨時会を開いてもらいながら、このような提案をせなんと、12月でもよかかなと思っておりましたが、マイナンバーカードが12月までの部分等々もあったというようなことで、今日急遽、皆さんにお願いした部分はあります。

今の時点で、今これを進めながら、今後につきましては、今、吉川議員からもありましたよう

に、町独自の、なかなかしかしながら、財源的に町独自で、町民一人一人のサービスができるような部分がないという思いでおります。皆さんは、私よりも詳しいと思っておりますが、国はいろんな縛りの中で、補助金を出したり交付金を出したりというふうなことであります。そういう部分を含め、本来であれば、先ほど言いましたように、特にマイナンバーカードの発行につきましては8割まで行くかなど。先般、出張でいろんなお願いをして700名ぐらいの方が登録をしていただいたというふうなことでございますが、それでも5割を少しオーバーしたかなど、今現在というふうなことでございますので、大変な、しかしながら、国はもうデジタル化を進める、その切り札に、このような助成措置、補助措置があっているのも事実だという思いでおりますので、これを有効に使いながら、また、先ほどからありますように、今後につきましては、町独自の分、先ほどありましたように、プレミアム商品券であったり、いろんな部分も視野に入れながら、取り組んでいきたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

13番、藤原秀幸君。

○13番（藤原秀幸君） 今、町長が申されましたようなことですが、先ほどから質問がっておりますように、高齢者だったり、介護度の高い施設入所者、そういったことを考えますときには、私は公平性には多少欠けるような気がいたします。しかし、今町長も申されましたように、デジタル化を推進するための一つの手法であるというようなことも思いますし、そういったことでは、この事業も必要かなというふうに思っております。

質問ですが、キャッシュレス決済の選定基準というのがありますが、どこを考えているかと、今はちょっと言いにくいかと思いますが、では、この利用可能店舗が町内で最大の業者ということになりますと、調べていらっしゃるというふうに思いますので、どこかなということをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） 利用できる店舗ということですか。

○13番（藤原秀幸君） そのサービスを利用されておる決済サービスの会社がいろいろあるでしょう。

○商工観光課長（藤原章吉君） はい。

○13番（藤原秀幸君） で、どこが一番町内に多いかということですね。

○商工観光課長（藤原章吉君） 今現在、150店舗程度ほど町内に、そのシステムを利用されている事業者がありますけれども、具体的に、日本での大手のPayPayを利用した事業者になります。

以上です。

○13番（藤原秀幸君） そこが一番多いんですね。

○商工観光課長（藤原章吉君） はい。最大です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第80号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議がありますので、起立によって採決します。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤澤和生君） 起立多数。

したがって、議案第80号「令和4年度山都町一般会計補正予算（第8号）について」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

令和4年第5回山都町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時53分

令和4年10月臨時会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第80号 令和4年度山都町一般会計補正予算（第8号）について 10月21日 原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員
